

平成 25 年 4 月

公益財団法人 日本関税協会 大阪支部 御中

大阪税関業務部

関税関係法令等の改正についての説明会の開催について（案内）

平素は税関行政に御理解及び御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、関税関係法令及び通達に改正がありましたので、これら改正内容についての御理解を深めていただくため、下記のとおり、説明会を開催することといたしました。

つきましては、貴会会員の皆様に御案内いただきますようよろしくお取り計らい願います。

本説明会へのお申込みは、4月8日（月）17時までに、E-Mail又はFAXにて、当部管理課宛てに別添「説明会参加申込書」によりお願いいたします。

なお、会場のスペースの関係上、各社（事業所）1名までのお申込みとさせていただきます。

また、お申込みが定員数に達した場合には、上記期限前であっても申込みを締め切らせていただきますので、あらかじめ御了承ください（申込みを締め切った場合については、大阪税関のウェブページ上にてお知らせいたします。）。

記

1. 日 時：

平成 25 年 4 月 11 日（木）

< 午前の部 > 9 時 30 分から 11 時 50 分まで

< 午後の部 > 14 時 00 分から 16 時 20 分まで

2. 場 所：

大阪港湾合同庁舎 6 階 第 1 会議室
（大阪市港区築港 4-10-3）

3. 定員数：

午前の部・午後の部とも 100 名ずつ

4. 説明事項：

別紙のとおり

以上

《問合せ先》

大阪税関 業務部 管理課

Tel : 06-6576-3305

関税関係法令等の改正についての説明会・説明事項

<午前部>

時間	内 容	説 明 者
9 : 30 ～ 11 : 10	関税評価について (100 分)	関税局業務課
11 : 10 ～ 11 : 20	休憩 (10 分)	
11 : 20 ～ 11 : 35	インターネットによる事前教示照会の取扱いの変更について (15 分)	首席関税鑑査官、原産地調査官
11 : 35 ～ 11 : 40	記載事項漏れなどの不備のある原産地証明書等の取扱いについて (5 分)	原産地調査官
11 : 40 ～ 11 : 45	通達改正—輸出時価格未定貨物の申告等について (5 分)	統括審査官 (通関総括第 2 部門)
11 : 45 ～ 11 : 50	その他の法令改正等について (5 分)	統括審査官 (通関総括第 3 部門)

<午後部>

時間	内 容	説 明 者
14 : 00 ～ 15 : 40	関税評価について (100 分)	関税局業務課
15 : 40 ～ 15 : 50	休憩 (10 分)	
15 : 50 ～ 16 : 05	インターネットによる事前教示照会の取扱いの変更について (15 分)	首席関税鑑査官、原産地調査官
16 : 05 ～ 16 : 10	記載事項漏れなどの不備のある原産地証明書等の取扱いについて (5 分)	原産地調査官
16 : 10 ～ 16 : 15	通達改正—輸出時価格未定貨物の申告等について (5 分)	統括審査官 (通関総括第 2 部門)
16 : 15 ～ 16 : 20	その他の法令改正等について (5 分)	統括審査官 (通関総括第 3 部門)